

(案)

平成 2 7 年度

福島県雇用施策実施方針

「～ふくしまから はじめよう。～」

(平成 2 7 年 3 月 4 日)

福 島 労 働 局

平成27年度 福島労働局雇用施策実施方針

目 次

第Ⅰ 趣旨	1
-------	---

第Ⅱ 平成27年度における雇用の重点施策

1 震災復興のための雇用対策	
（1）福島県内外の避難者の帰還促進と雇用の安定	1
（2）帰還者等向けの合同面接会の開催	2
（3）雇用創出基金事業活用による雇用の場の確保	2
（4）職業訓練の推進	2
2 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇改善	
（1）新規学卒者等に対する就職支援	3
（2）若者の県内企業への就職促進と職場定着推進	5
（3）若者の人材育成支援	5
（4）「正社員実現加速プロジェクト」の推進	6
3 女性の活躍推進	
（1）女性の活躍促進及び仕事と家庭の両立支援	6
（2）女性の就業希望の実現	7
4 障害者の就労推進	
（1）雇用と福祉の連携による就労支援	8
（2）障害者就職面接会の開催	8
（3）障害者の職業能力開発	8
5 重層的なセーフティネットの構築	
（1）生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進	9
（2）求職者支援制度によるセーフティネットの確保	9
6 人手不足分野での人材確保対策	
（1）建設業関係の人材確保対策	11
（2）医療・介護分野における人材確保対策	12
7 働き方改革の推進	14

(参考資料)

別表1 福島県の求人・求職・求人倍率	15
別表2 新規高卒者の雇用状況	16
別表3 福島県民の避難者状況	17
別表4 福島県内における公的職業訓練の体系	18
別表5 建設等職種の求人倍率（常用）地域別状況	19
別表6 介護関連職種の求人倍率（常用）地域別状況	20
別表7 看護師、保健師、助産師の求人倍率等（常用） 地域別状況	21

平成27年度福島労働局雇用施策実施方針概要	22
-----------------------	----

第Ⅰ 趣 旨

東日本大震災(以下「震災」という。)の発生及び東京電力福島第一原子力発電所における事故(以下「原発事故」という。)から4年が経過した。震災による災害は、福島県浜通り(相双・いわき地域)地方を中心に産業・交通・生活基盤に壊滅的な被害をもたらした。またその後発生した原発事故は、農林水産業のみならず製造業を含めたあらゆる産業に大きな打撃を与えるとともに、避難等により離職を余儀なくされた県民が多数発生し福島県の雇用失業情勢は極めて深刻な状況に陥った。

しかしながら、震災復旧・復興需要の高まりを背景とした求人の増加等により雇用失業情勢は着実に改善し、有効求職者数は平成23年6月をピークにその後減少傾向で推移し、また有効求人数は平成26年10月に統計開始以来最多を記録した。平成27年1月末現在の有効求人倍率は、22年前の水準(1.5倍台)を維持し1.54倍となっている。【別表1】

また、新規高等学校卒業予定者の平成27年1月末現在の就職内定率は96.7%となり震災以降高い水準で推移し、さらに「県内就職」内定者の割合については74.6%となり県内回帰の動きが高まっている。【別表2】

一方、県内外に避難した県民は未だに約12万人(平成27年1月現在)おり、特に子育て世代の若年者の流出が多く見られる。福島県の再生を図るには、新規学校卒業者の県内就職促進と県外に避難した県民の帰還・就職を支援すること、加えて、建設業・福祉分野等の人材確保や福島県の成長を支える人材の育成等が課題となっている。これらの課題に対応していくためには、福島県との緊密な連携の下、地域の実情に合った雇用施策を実施することが重要である。このため、福島県の講ずる「ふくしま労働プラン(平成25年3月版)」による雇用に関する施策と、福島労働局及びハローワークによる労働市場のマッチング機能強化策その他雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第13条第1項に基づき、福島県知事の意見を聞いて「福島県雇用施策実施方針」(以下「本方針」という。)を策定した。

なお、福島県知事から本方針に定める事項についての要請があった場合は、当該要請に応じるよう努めることとし、県内における雇用対策を綿密な連携・協力の下に推進していくこととする。

第Ⅱ 平成27年度における雇用の重点施策

1 震災復興のための雇用対策

(1) 福島県内外の避難者の帰還促進と雇用の安定

原発事故により避難指示区域(避難解除区域を含む)から避難している住民の帰還と就職を支援するとともに、再び地元で居住する方などの雇用の安定を図るため「福島雇用促進支援事業」を支援する。【別表3】

福島労働局は、事業が円滑に実施され住民帰還が促進されるように、避難指示・解除区域の自治体や経済団体等を構成員とする地域協議会に対して必要な指導・助言を行う。

(2) 帰還者等向けの合同就職面接会の開催

帰還希望者やU・Iターン希望者など福島県就職希望者と福島県企業との合同就職面接会を県外で実施する。その際には開催地域のハローワークの他、福島県が設置しているふるさと福島就職情報センターと連携して広報を行う。

(3) 雇用創出基金事業活用による雇用の場の確保

福島県が基金を積み立て、震災・原発事故の影響による失業者等の短期的な雇用機会を創出する「震災等対応雇用支援事業」について、ハローワークは被災・避難求職者への優先的な職業紹介に努め、当面の雇用の場の確保を図る。

また、福島県が実施する「ふくしま産業復興雇用支援事業」について、福島労働局及びハローワークでは、積極的に制度の周知を行うとともに産業施策との連携により雇用を拡大する企業に対して助成申請を促す。

(4) 職業訓練の推進

職業訓練ニーズ、地域ニーズを十分踏まえた「地域職業訓練」、「地方職業能力開発実施計画」を策定する。

～福島県との連携～

(1) 福島県内外の避難者の帰還促進と雇用の安定

福島労働局が実施する業務

- ① 「福島雇用促進支援事業」を実施する地域協議会の運営、事業実施等について、福島県及び関係自治体と情報を共有し助言、指導を図る。

福島県が実施する業務

- ① 地域協議会の中心となる等、「福島雇用促進支援事業」について帰還者の雇用促進に資するように事業を展開する。

(2) 帰還者等向けの合同就職面接会を開催する。

福島労働局が実施する業務

- ① 福島県と連携して、地域の実情に応じた福島県就職希望者と福島県企業との合同就職面接会を県外で実施する。

福島県が実施する業務

- ① 福島労働局が実施する福島県就職希望者と福島県企業との合同就職面接会に「ふるさと福島就職情報センター」からも広報するなど協力する。

(3) 雇用創出基金事業

福島労働局が実施する業務

- ① 「震災等対応雇用支援事業」の実施主体である福島県・市町村と委託先事業所に対しハローワークへの求人申し込み勧奨と求人確保及び就職支援を行う。
- ② 「ふくしま産業復興雇用支援事業」の活用が期待できる事業主への制度周知と助成申請を誘導する。

福島県が実施する業務

- ① 「震災等対応雇用支援事業」の実施及びハローワークへの求人提出勧奨を実施する。
- ② 「ふくしま産業復興雇用支援事業」の実施及び活用しようとする事業主に対してハローワークへの求人提出勧奨を実施する。

(4) 職業訓練の推進

福島労働局が実施する業務

- ① 局所にて把握した求人者、求職者の職業訓練ニーズを福島県に提供する。
- ② 職業訓練ニーズ、地域ニーズを踏まえた「地域職業訓練実施計画」を策定する。

福島県が実施する業務

- ① 福島県において把握した地域ニーズ福島労働局に提供する。
- ② 職業訓練ニーズ、地域ニーズを踏まえた「地方職業能力開発実施計画」を策定する。

2 若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇改善

(1) 新規学卒者等に対する就職支援

① 新規高卒者等に対する就職支援

福島労働局が主催する「福島県高等学校就職問題検討会議」において「新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせ」事項を策定し、新規高卒者の円滑な就職促進を図る。

また、福島県が主催する「福島県新規高卒者就職促進対策会議」において策定する「新規高卒者就職促進対策プログラム」に基づき、ハローワークと高校の連携を強化し就職支援メニューを周知するとともに、就職支援のノウハウの少ない高校を重点的に支援し、県内就職の促進を図る。

具体的には、福島県、福島県教育庁と共同で経済団体への求人確保要請等により求人の早期確保に努める。

さらに、学卒ジョブサポーター等が計画的に学校を訪問し、支援ニーズの把握に努めるとともに、学校の進路指導担当者と連携し、求人開拓、求人情報の提供、就職準備講習、模擬面接、高校内企業説明会、事業所見学等の必要な支援を行う。併せて、関係機関との協力のもと、県内の複数会場で就職面接会を開催する。

なお、12月段階での未内定者全員のハローワークへの求職登録を福島県教育庁等を通じて高等学校側に徹底し、卒業までに1人でも多く就職が決まるよう、1月以降集中支援を実施し、学卒ジョブサポーターによる職業相談・求人情報の提供・個別求人開拓・職業紹介等の個別支援を行う。

② 新規大卒者等及び既卒3年以内の方に対する就職支援

大学等と連携し県内2ヵ所(福島所、郡山所)の「新卒応援ハローワーク」等によるマッチングを促進するとともに福島県と共同で就職面接会を開催する。また、学卒ジョブサポーターが担当大学等を訪問して出張相談やセミナー、個別支援を行う。更に、「青少年の雇用の機会の確保等に関して事業主が対処するための指針」の周知・啓発に努め既卒3年以内の方の応募機会の拡大を図る。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 「福島県高等学校就職問題検討会議」(福島労働局主催)を設置運営し、「新規高等学校卒業者の就職に関する申し合わせ」事項を策定する。また、「福島県新規高卒者就職促進対策会議」(福島県主催)が策定した「新規高卒者就職促進対策プログラム」を福島県・福島県教育庁と共同で実施する。
- ② 福島県と共同で、新卒者及び既卒3年以内の方を対象とした「大卒等合同就職面接会」及び卒業年次前の学生を対象とした「大卒等合同企業説明会」を開催する。
- ③ 福島県と共同で、経済5団体への求人確保要請(福島県知事、福島県教育長、福島労働局長の3者による訪問要請)及び県内企業(100人規模以上)への文書による求人確保要請(福島県知事、福島県教育長、福島労働局長3者連名による文書)を実施する。
- ④ 福島県と共同で、保護者に対する意識啓発を実施する(保護者あてに、高校生の就職環境やハローワークの支援等について、福島県知事、福島県教育長、福島労働局長3者連名による啓發文送付の実施)。

福島県が実施する業務

- ① 「福島県高等学校就職問題検討会議」(福島労働局主催)に福島県教育庁と参画する。また、「福島県新規高卒者就職促進対策会議」(福島県主催)が策定した「新規高卒者就職促進対策プログラム」を福島労働局・福島県教育庁と共同で実施する。
- ② 福島労働局と共同で、新卒者及び既卒3年以内の方を対象とした「大卒等合同就職面接会」及び卒業年次前の学生を対象とした「大卒等合同企業説明会」を開催する。
- ③ 福島労働局と共同で、経済5団体への求人確保要請(福島県知事、福島県教

育長、福島労働局長の3者による訪問要請)及び県内企業(100人規模以上)への文書による求人確保要請(福島県知事、福島県教育長、福島労働局長3者連名による文書)を実施する。

- ④ 福島労働局と共同で、保護者に対する意識啓発を実施する(保護者あてに、高校生の就職環境やハローワークの支援等について、福島県知事、福島県教育長、福島労働局長3者連名による啓發文送付の実施)。

(2) 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援

① 若者応援企業について

若者の県内企業への就職を促進するため、詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の更なる普及拡大・情報発信の強化を図る。

また、「若者応援企業」と学生等とのマッチングを支援するため、関係機関との協力のもと、就職面接会、企業説明会等を開催する。

② 早期離職防止と職場定着支援

中小企業における新規学卒者等の早期離職が多い現状を踏まえ、早期離職防止を図るためインターンシップ、企業説明会の実施、応募前職場見学会などを積極的に実施する。

また、職場定着を図るためジョブサポーターの事業所訪問による新入社員への直接面談や新卒応援ハローワーク内における在職者向け相談窓口の周知を行う。

さらに、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の取組を関係機関と連携し推進する。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 詳細な採用情報等を公開して積極的に若者を採用・育成する「若者応援企業」の普及拡大、情報発信の強化を図る。また、福島県と共同で「若者応援企業」を主体とした「就職面接会」や「企業説明会」を開催する。
- ② 高校生が地域の企業担当者等から直接話を聞く場として福島県と共同で「企業説明会」を開催する。
- ③ ハローワークと福島県就職促進支援員が連携し、職場訪問を実施する。

福島県が実施する業務

- ① 福島労働局と共同で、「若者応援企業」を主体とした「就職面接会」や「企業説明会」を開催する。
- ② 福島労働局と共同で、高校生に対し「企業説明会」を開催する。
- ③ 福島県就職促進支援員とハローワークが連携し、職場訪問を実施する。

(3) 若者の人材育成支援

ニートの若者等への職業的自立支援を行うため、若者サポートステーションの支援を経て誘導された者のうち、職業訓練を受けることにより就職の可能性が高まる者について、職業訓練の活用を促進する。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 若者サポートステーションの支援を経て誘導された者に対して、職業訓練を受講することにより就職の可能性が高まる者に職業訓練の活用を促進する。

福島県が実施する業務

- ① 福島県立テクノアカデミーにおいて学卒者訓練を実施する。
- ② 若者サポートステーションに来所した者のうち就職支援を希望する者について、公共職業安定所と連携し必要に応じた職業訓練に誘導する。

(4) 「正社員実現加速プロジェクト」の推進

雇用情勢が改善している現状を好機として捉え、正社員での就職及び在職中の非正規雇用労働者の正社員への転換を積極的に促進していくことが重要である。

このことから、「正社員実現加速プロジェクト」の推進等により、正社員求人の確保を優先的に進めるとともに、求職者の就業経験に応じた職業訓練への的確な誘導によりスキルアップを図り、非正規労働者の正社員転換及び処遇の改善に取り組む。

さらに、福島県等の自治体と連携し、雇用対策としての活用促進及び周知・広報に取り組む。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 福島県における雇用対策において、「正社員実現加速プロジェクト」における支援策の活用が図られるよう、連携のうえ働きかけを行う。

福島県が実施する業務

- ① 福島労働局が実施する雇用対策において、「正社員実現加速プロジェクト」における支援策が活用されるよう、周知・広報を図る。

3 女性の活躍推進

(1) 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援

女性の活躍推進や両立支援制度が利用しやすい職場環境が整備されるよう、福島県等と連携し、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の周知・啓発、助成金制度、女性の活躍・両立支援に係る総合サイトの活用、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・認定申請の働きかけを行う。

(2) 女性の就業希望の実現

労働局及びマザーズコーナーを設置するハローワーク(福島所・平所・会津若松所・郡山所)において、福島県等関係機関と「子育て女性等の就職支援協議会」を開催し、就職支援や子育て支援に関する各種情報の共有を図り、就職支援に係る具体的な連携の在り方を協議するとともに、託児付き再就職支援セミナーの開催にも取り組み、就職を希望する子育て女性等に対する支援を実施する。

～福島県との連携～

(1) 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援

福島労働局が実施する業務

- ① 「雇用均等行政連携会議」や「次世代育成支援対策推進担当者連絡会議」を開催し、福島県との連携を図る。
- ② 「子育てサポート企業」(くるみんマーク認定)、「均等・両立推進企業表彰」(均等推進企業部門、ファミリー・フレンドリー企業部門)や福島県が行う「福島県次世代育成支援企業認証制度」(「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証)について周知啓発を行う。

福島県が実施する業務

- ① 福島労働局が開催する「雇用均等行政連携会議」や「次世代育成支援対策推進担当者連絡会議」に参加し、福島労働局との連携を図る。
- ② 「福島県次世代育成支援企業認証制度」(「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証)を推進するとともに福島労働局が行う「子育てサポート企業認定」(くるみん認定)、「均等・両立推進企業表彰」(均等推進企業部門、ファミリー・フレンドリー企業部門)について周知啓発を行う。

(2) 女性の就業希望の実現

福島労働局が実施する業務

- ① 「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会」を開催し、子育て女性等の就職支援に取り組む関係機関と情報交換のための「子育て女性等就職支援ネットワーク」を形成し、子育て・保育関連情報等の総合的な支援を実施する。

福島県が実施する業務

- ① 福島労働局が開催する「福島労働局子育て女性等の就職支援協議会」に参加し、子育て女性の就職支援に取り組む関係機関と情報交換のための「子育て女性等就

職支援ネットワーク」を形成し、子育て・保育関連情報等の総合的な支援を実施する。

4 障害者の就労推進

福島県の障害者の雇用状況は、県内の企業に雇用されている障害者数、ハローワークを通じて就職した障害者数が過去最高を更新するなど着実に進展している一方、障害者実雇用率は1.76%（平成26年6月1日現在）と法定雇用率(2.0%)に達しておらず、また、雇用率達成企業割合も47.9%と半数に満たない現状にあるため、次のことについて福島県と連携しさらに障害者の就労を推進する。

(1) 雇用と福祉の連携による就労支援

福島県、県内6カ所の「障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業と生活両面にわたる支援が必要な障害者に対して効果的・継続的な支援を実施することにより、円滑な就職、職場定着を図る。また、福島県が主催する「福島県自立支援協議会就労支援部会」において、構成関係機関と地域の障害者に対する支援体制の課題について検討・情報共有や連携の緊密化を図る。

(2) 障害者就職面接会の開催

福島県、関係各機関と連携し、県内6会場にて、障害者と雇用率未達成企業等が一堂に会する障害者就職面接会を開催する。

(3) 障害者の職業能力開発

福島県と連携し、福島県が実施する障がい者委託訓練に、効果的な職業訓練の受講あっせんや、訓練受講生に対する就職支援を行う。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 福島県が開催する「福島県自立支援協議会就労支援部会」に参加し、構成関係機関と情報共有、連携の緊密化を図る。
- ② 福島県、関係各機関と連携し県内6会場にて障害者就職面接会を開催する。
- ③ 福島県が実施する「障がい者委託訓練」への受講あっせん、就労支援を行う。

福島県が実施する業務

- ① 「福島県自立支援協議会就労支援部会」を開催し、福島労働局等関係機関と情報共有、連携の緊密化を図る。
- ② 福島労働局が主催する障害者面接会に協力参加する。
- ③ 「障がい者委託訓練」を実施する。

5 重層的なセーフティネットの構築

(1) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進

生活保護受給者等の自立を促進するため、「生活保護受給者等就労自立促進事業」により福島県や関係自治体との協定締結を行い、専門相談員による求職者担当者制によるキャリア・コンサルティング等の実施や各種就労支援メニューを活用し、就労による社会的自立や生活困窮からの脱却を図る。さらには福島県や福島県社会福祉協議会等関係機関・団体を構成員とする「福島県生活福祉・就労支援協議会」を開催し、住居等生活困窮者全般への就労支援の付帯的な計画等について協議し連携を強化する。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 「生活保護受給者等就労自立促進事業」については「福島県生活福祉・就労支援協議会」を開催し、福島県と協定を締結した上で、雇用部門と福祉部門の各機関が支援施策の役割分担などを協議し、生活保護受給者等に対して支援チームによる手厚い就労支援を行い就職を実現する。

福島県が実施する業務

- ① 福島労働局が開催する「福島県生活福祉・就労支援協議会」に委員として参加する。生活福祉全般の各種支援策を協議し、「生活保護受給者等就労自立促進事業」については、福島労働局と協定を締結し、支援チームによる手厚い就労支援を行い生活保護からの自立を図る。
- ② 児童扶養手当を受給する母子家庭の母等に対しては、福島県母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、自立支援プログラム等を活用した就業支援による自立を図る。

(2) 求職者支援制度によるセーフティネットの確保

① 成長分野等・ものづくり分野での離職者訓練

成長分野等(介護分野、医療事務分野、震災復興分野)に重点を置いた求職者支援訓練を推進するとともに、民間教育訓練機関等を活用した実践的な公共職業訓練(福島県実施の委託訓練)及びものづくり分野の公共職業訓練(機構福島センター実施の施設内訓練)の適切な受講あっ旋に努める。

② 関係機関と連携した公的職業訓練の適切な運営

県内において公的職業訓練(求職者支援訓練、公共職業訓練)が適切に運営されるよう、福島県、機構福島センターと連携を図りながら、地域の訓練ニーズの把握・共有、本人の適性・能力を踏まえた適切な受講あっ旋、訓練受講中から継続した就職支援に取り組む。

また、福島県、機構福島センター、労使団体、教育訓練機関等で構成する「福島県地域訓練協議会」における協議のもと、公共職業訓練の訓練計画を考慮し地域のニーズに沿った求職者支援訓練の実施計画を策定する。【別表4】

③ 「手厚い就職支援」の実施

ハローワークは、地域の実情を踏まえ安定した就職のため職業訓練による能力の向上が必要と認める方に対して、適切に求職者支援訓練や公共職業訓練を受講あっ旋し、一定の要件を満たす方に対し給付金を支給し就職を支援する。

福島労働局は、公的職業訓練の実施施設に対し、訓練開始時から求人情報を提供することにより、訓練実施施設が求人動向を早い段階から把握し、効果的に就職支援が行えるよう協力する。ハローワークは訓練実施施設と連携し、継続した就職支援に努め、訓練修了後は担当者制も含めたきめ細やかな就職支援を行う。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 「福島県地域訓練協議会」を開催し、福島県や機構福島センター等関係機関と協議し、地域ニーズ、求人・求職者ニーズを考慮した訓練計画を策定する。
- ② 福島県が「地方職業能力開発実施計画」を策定するに当たり、福島県及び機構福島センターとの三者による公的職業訓練運営担当者会議等において、地域の訓練ニーズの提供等情報交換、協議を行う。
- ③ ハローワークが窓口や事業所訪問時に得た求人・求職動向や訓練ニーズを福島県、機構福島センターに毎月提供する。
- ④ 公的職業訓練受講申込状況を福島県（県経由テクノアカデミー）及び機構福島センターに毎日提供する。
- ⑤ 福島県が作成管理する公的職業訓練実施状況把握シートに求職者支援訓練の定員、受講者数、充足状況を月1回入力し情報を共有する。
- ⑥ 県内ハローワークで前日に受理した新規求人情報を福島県（県経由テクノアカデミー）及び機構福島センターに毎日提供する。
- ⑦ 公的職業訓練制度及び訓練コースの周知を図るため、福島県、機構福島センターと連携・調整を行い、福島労働局が主体となり広報を実施する。
- ⑧ 福島県から提供された「公共職業訓練受講者リスト」をハローワークに提供し、未就職者に対する就職支援を実施する。

福島県が実施する業務

- ① 「福島県地域訓練協議会」の委員として、求職者支援訓練その他特定求職者に対する職業訓練の実施に関し重要事項を協議する。
- ② 「地方職業能力開発実施計画」を策定するに当たり、福島労働局、機構福島センター

と三者による公的職業訓練運営担当省会議等で得られた地域の訓練ニーズなどの各種情報や協議結果を活用する。

- ③ 福島労働局から毎月提供されるハローワークが把握した求人・求職動向、訓練ニーズをコース設定にあたり活用する。
- ④ 福島労働局から毎日提供される公的職業訓練受講申込状況により応募状況を確認し開講可否の判断を行う。
- ⑤ 福島労働局から毎日提供される新規求人情報をテクノアカデミーに送付し、テクノアカデミーは訓練委託先に提供し就職支援に活用する。
- ⑥ 公的職業訓練の定員、受講者数、充足状況を一元的に管理する公的職業訓練実施状況把握シートを作成し、福島労働局、機構福島センターとの三者の入力により情報共有を図る。
- ⑦ 公共職業訓練受講者の就職状況等を記載した「公共職業訓練受講者リスト」を福島労働局に提供する。
- ⑧ 福島労働局が主体となり実施する公的職業訓練制度及び訓練コースの周知・広報にあたり、労働局・機構福島センターと連携・協力する。

6 人手不足分野での人材確保対策

(1) 建設業関係の人材確保対策

建設業においては、従前から公共工事等の建設投資の減少に伴い、技能工・技術・作業員等のあらゆる職種での、人手不足が顕在化している。加えて、震災の復興及び原発事故に伴う除染作業等により、人材不足が深刻化している。【別表5】

このため、建設人材確保プロジェクトの実施ハローワークを4所(福島所・平所・郡山所・相双所)指定し、就職面接会・管理選考の実施、求職者担当制によるきめ細かな就職支援、専門の相談員による事業主への求人条件等のコーディネートによるフォローアップ等に取り組み、人材確保を図る。

また、福島県建設雇用改善推進対策会議において、福島県と連携して賃金引上げ等の処遇改善や福利厚生の実施等を積極的に働きかけ、「魅力ある職場づくり」を推進し、建設業界全体のイメージアップを図る。

併せて、若年入職者の促進という課題への対応の一環として、福島県建設業協会及び建設関連学科を有する福島県立高等学校と連携し、情報や意見の交換を行い、建設業事業所における高校生等の職場見学や職場実習を実施することにより、若年者の入職を促進する。

さらに、福島県において実施する緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した「地域人づくり事業」における事業所説明会への共催等により、建設技能者等の入職の拡大を図

り、人材の確保を推進していく。

人材育成では、求職者支援訓練のほか、福島県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島職業訓練支援センター（以下「機構福島センター」という。）が実施する震災復興関連の職業訓練への積極的なあつ旋を行う。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 「福島県建設雇用改善推進対策会議」を開催し、建設関連職種の求人・求職動向の説明を行い、雇用条件の改善につながる方策等を協議し提案を行う。
- ② 緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した「地域人づくり事業」による求人の募集に対し、各ハローワークにおいて求職者に対して積極的な情報提供及びマッチングを実施する。

福島県が実施する業務

- ① 「福島県建設雇用改善推進対策会議」へ出席し、建設業界に関連する事業を説明するとともに、人材確保における諸問題を共有し、人手不足解消に向け協議し提案を行う。
- ② 緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した「地域人づくり事業」を推進し、建設業界への新たな入職経路を確保することにより、人材確保を図っていく。

(2) 医療・介護分野における人材確保対策

医療・介護職等の職場において慢性的な人材不足の状況が続いており、特に相双地域を中心として、震災や原発事故により労働力の中心的担い手である女性が県内外に避難していることから、極めて厳しい労働力不足となっている。【別表6・7】

このため「福島労働局福祉人材確保推進協議会」を開催し、構成員である福島県や社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「福島県社会福祉協議会」という。）及び公益財団法人介護労働安定センター福島支所、公益社団法人福島県看護協会等の関係機関・団体と情報交換や施策の実施について協議を行う。

また、福島所に設置した「福祉人材コーナー」では、専門職員によるきめ細かな職業相談・紹介等を実施し、福島県社会福祉協議会・福島県福祉人材センター等の関係機関とのネットワークを構築し、巡回による相談会とセミナーや福祉関係就職面接会を開催する。

さらに、福島県が開催する「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」や「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」に参加し、福祉・介護人材の育成と確保に係る各種事業への協力を行う。

人材育成面では、求職者支援訓練のほか、福島県や公益財団法人介護労働安定セ

ンター福島支所が実施する職業訓練及び講習への積極的なあつ旋を行う。

一方、医療分野においては、福島県と公益社団法人福島県看護協会・福島県ナースセンターとの連携による「ナースセンター・ハローワーク連携モデル事業」を福島、郡山、相双の各ハローワークにおいて実施し、双方で求職・求人情報の相互共有を図り、手厚いマッチングを行うことにより一層の看護師等の就業促進を図る。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 「福島労働局福祉人材確保推進協議会」を開催し、福島県等関係機関・団体と福祉分野の人材確保に係るネットワークを構築し、相互施策について理解促進を図り人材確保に係る連携事項を協議する。
- ② 福島県が開催する「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」及び「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」に参加し、福島県等関係機関・団体と連携し福祉・介護人材の育成と確保を図る。
- ③ 福島県が開催する「ナースセンター・ハローワーク連携モデル事業連絡調整会議」に参加し、福島県等関係機関と連携のうえ看護師等の確保を図る。
- ④ 福島県が開催する「福島県相双地域における看護職員確保に関する現地打合せ」に参加し、福島県等関係機関・団体と情報提供等連携し雇用の促進を図る。
- ⑤ 福島県社会福祉協議会が開催する「福島県福祉人材センター運営委員会」に参加し、福島県、関係団体との情報交換や共同してハローワークでの相談会、セミナーの開催及び福祉の仕事相談会を開催する。
- ⑥ 被災して県外等にいる看護職の県内への呼び戻しのため福島県が開設した看護職就業支援サイト「ふくしま看護職ナビ」の周知広報を行う。

福島県が実施する業務

- ① 「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」及び「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」を開催し、福島労働局等関係機関・団体と連携のうえ福祉・介護人材の育成と確保を図る。
- ② 「ナースセンター・ハローワーク連携モデル事業連絡調整会議」を開催し、福島労働局等関係機関と連携のうえ看護師等の確保を図る。
- ③ 「福島労働局福祉人材確保推進協議会」に参加し、福島労働局等関係機関・団体と福祉分野の人材確保に係るネットワークを構築し、相互施策について理解促進を図り人材確保に係る連携事項を協議する。
- ④ 「福島県相双地域における看護職員確保に関する現地打合せ」を開催し、福島労働局等関係機関・団体と情報提供等連携し雇用の促進を図る。
- ⑤ 福島県社会福祉協議会が開催する「福島県福祉人材センター運営委員会」に参加し、福島労働局、関係団体との情報交換や共同してハローワークでの相談会、セミナーの開催及び福祉の仕事相談会を開催する。
- ⑥ 被災して県外等にいる看護職の県内への呼び戻しのため開設した看護職就

業支援サイト「ふくしま看護職ナビ」で求人情報や子育て情報等を発信する。

7 働き方改革の推進

仕事と生活の調和の実現に向け、長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、年次有給休暇の取得促進等に取り組むよう、福島労働局内に設置した「働き方改革推進本部」のもとで、福島県と連携しながら労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。

～福島県との連携～

福島労働局が実施する業務

- ① 福島県と連携しながら、労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。
- ② 福島県が実施する地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した事業について、福島県と共同で実施する。

福島県が実施する業務

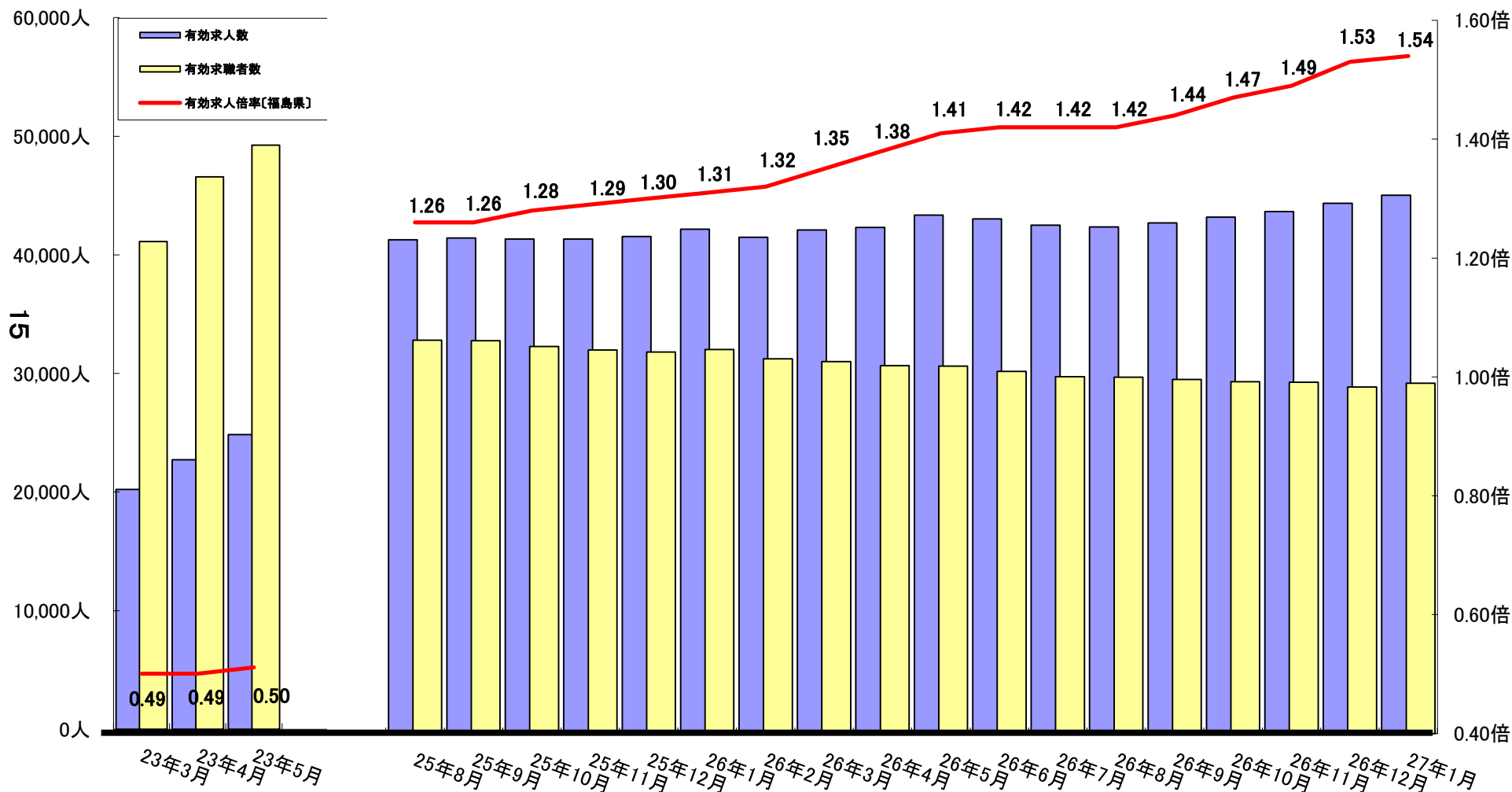
- ① 福島労働局と連携しながら、労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信等を行う。
- ② 地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、地元企業の正社員化や長時間労働の削減等に向けた取組に資する研修やコンサルティング、セミナー等を開催する。

【別表1】

福島県の求人・求職・求人倍率の状況

福島労働局

- 県内の有効求人倍率は、震災以降、上昇傾向で推移しており、平成27年1月は1.54倍で全国4位となった。
(平成23年9月には全国平均を10年4ヵ月ぶりに上回る。平成24年7月には19年2ヵ月ぶりに1倍を超えた。)
- 有効求人数は震災前の倍近い水準で推移し、有効求職者数は雇用失業情勢の改善から減少傾向で推移している。



※有効求人数、有効求職者数及び有効求人倍率は季節調整値である。

【別表2】

新規高卒者の雇用状況（平成27年1月末現在）

○就職内定率は96.7%（24年ぶりの高水準）

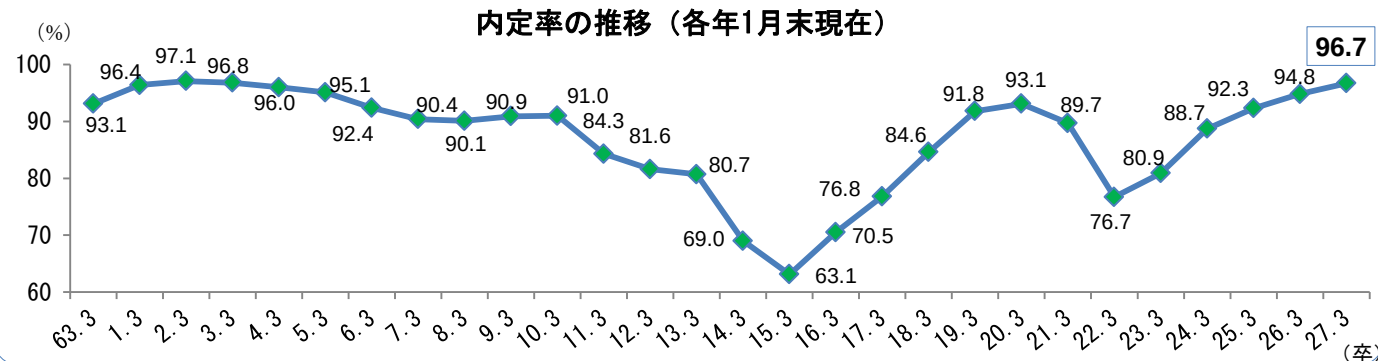
○就職先として「県内」が増加傾向

○求人の早期提出勧奨や求人開拓等により、県内求人は8589人と前年同期比13.0%増。平成10年度以降最多

内定率の推移

内定率は96.7%（1月末現在）前年同期比1.9P増

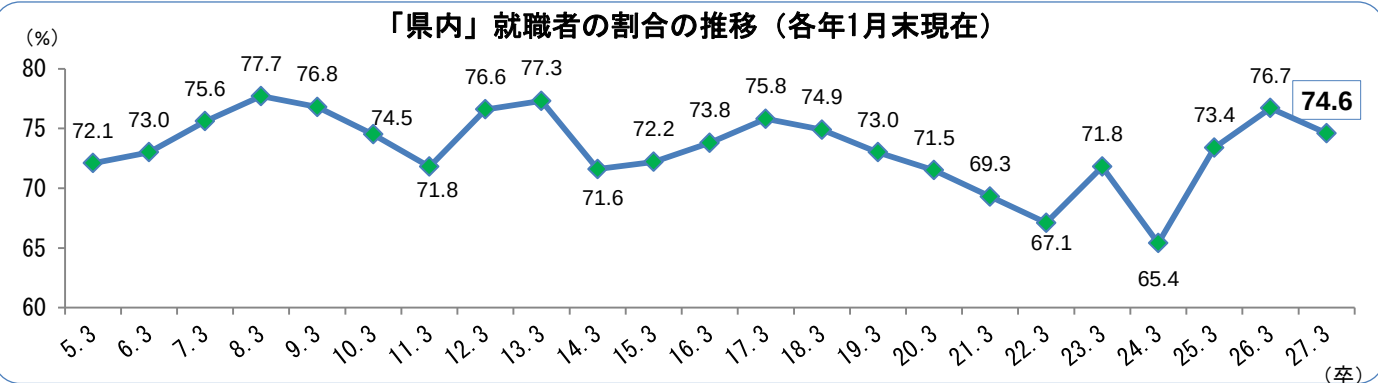
平成3年1月（3年3月卒）以来
24年ぶりの高い水準



「県内」就職者割合の推移

「県内」求人への就職者数は3,472人（1月末現在）前年同期比0.3%減

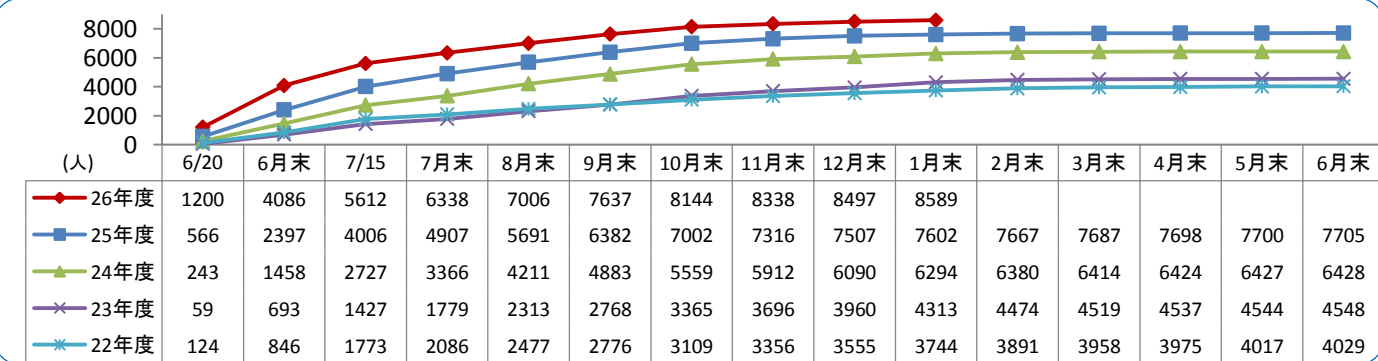
過去10年間の中でも高い水準



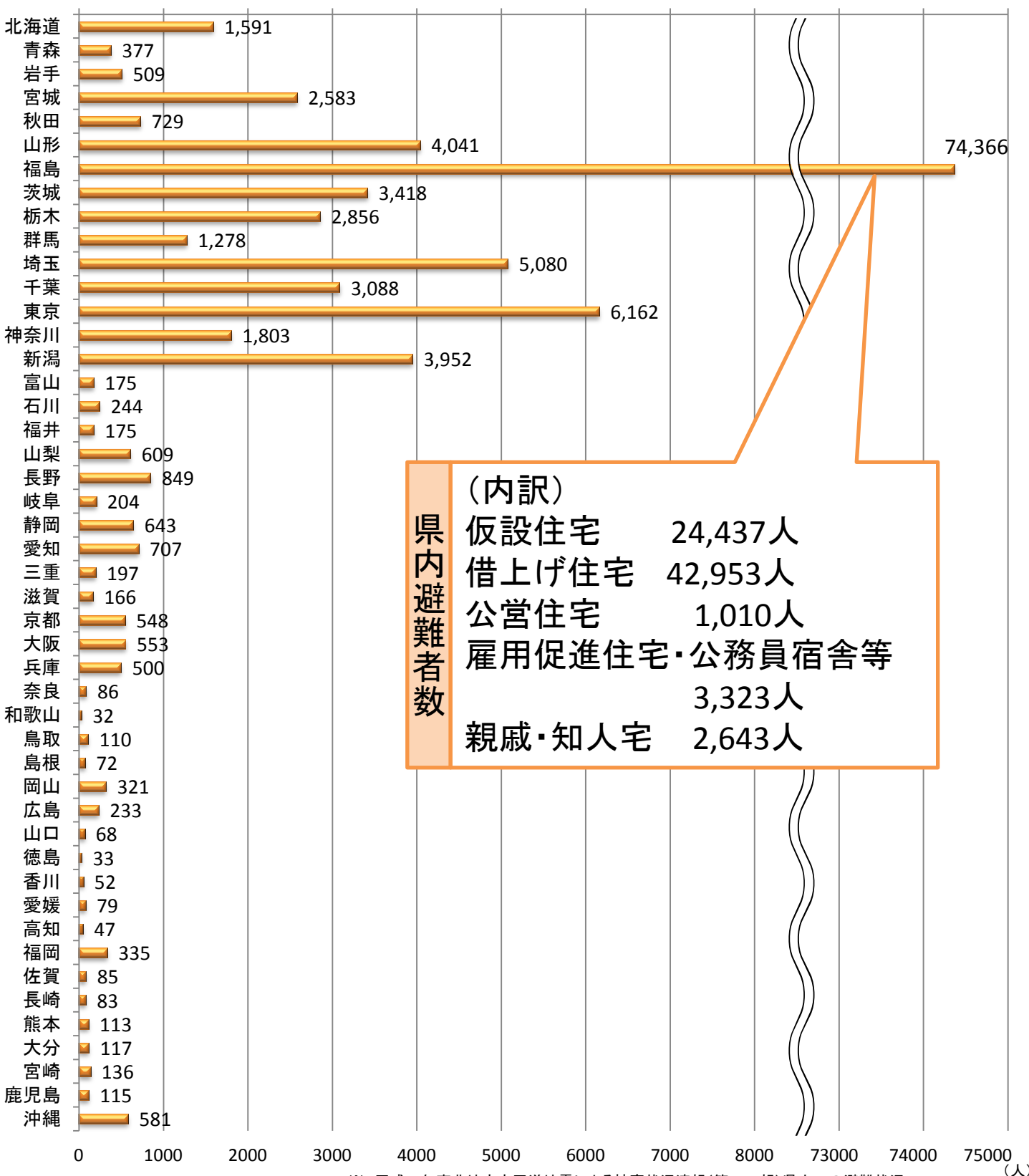
年度別求人数の推移

求人数は8,589人（1月末現在）前年同期比13.0%増

- ・前年度求人総数（7,705人）の111.5%に達する水準
- ・平成10年度以降、最多



- 県内外の避難者総数は12万101人
- 県内への避難者数は、平成26年12月現在、7万4366人(※1)
- 県外への避難者数は、平成26年12月現在、4万5735人(※2)



（単位：人）

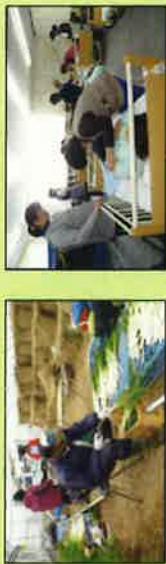
公的職業訓練

種別 区分 対象 内容 形態 分野 名称・規模

分野 別 定 員

基礎コース
民間実施機関
（大臣による
コース認定）

420



実践コース
民間実施機関
（大臣による
コース認定）

990

基礎	介護	医療事務	震災復興	その他	共有枠	計
県内一円	420	200	60	120	490	1,410

基礎的分野

認定職業訓練

ものづくり系以外

一般（特定求職者）

求職者支援訓練

国
ハローワーク

実践的分野

委託訓練

雇用保険受給者

公共職業訓練

離職者訓練

福島県

18

離職者等
再就職訓練
民間実施機関
（福島県が委託）

1,710



介護	情報	医療事務	営業・販売・事務	人材不足分野	その他（未定舎）	計
郡山	186	40	70	606	20	945
浜	42	10	35	300	13	435
会津	42	0	0	266	2	330
計	270	50	105	1,172	38	1,710

離職者訓練
ポリテクセンター
施設内

881



	機械		居住		電気・電子		計						
	短期 7ヶ月 未満	長期 7ヶ月 以上	震災 7ヶ月 未満	震災 7ヶ月 以上	短期 7ヶ月 未満	長期 7ヶ月 以上	震災 7ヶ月 以上	計					
福島	105	54	0	60	0	96	160	0	325	54	96	475	
いわき	60	0	0	0	0	60	30	42	0	42	60	192	
会津	40	32	0	72	0	0	30	0	40	142	32	40	214
計	205	86	0	132	0	156	220	42	40	557	128	196	881

独立行政法人
高齢・障害・求
職者雇用支援
機構

4,001

震災コース

「公的職業訓練の離職者訓練」で実施

○ 求職者支援訓練
（大特+車両系）

120



○ 機構施設内訓練
（住宅復興関連）

196

316

計

その他の職業訓練

種別

定員内訳

種別

定員内訳

種別

定員内訳

在職者訓練

郡山	220
浜	185
会津	220
計	625

テクノアカデミー

郡山	70
浜	70
会津	70
計	210

テクノアカデミー

施設内	0
民間委託	75
計	75

学卒者訓練

郡山	70
浜	70
会津	70
計	210

テクノアカデミー

施設内	0
民間委託	75
計	75

障がい者訓練

福島	1,865
いわき	130
会津	80
計	2,075

ポリテクセンター

郡山	70
浜	70
会津	70
計	210

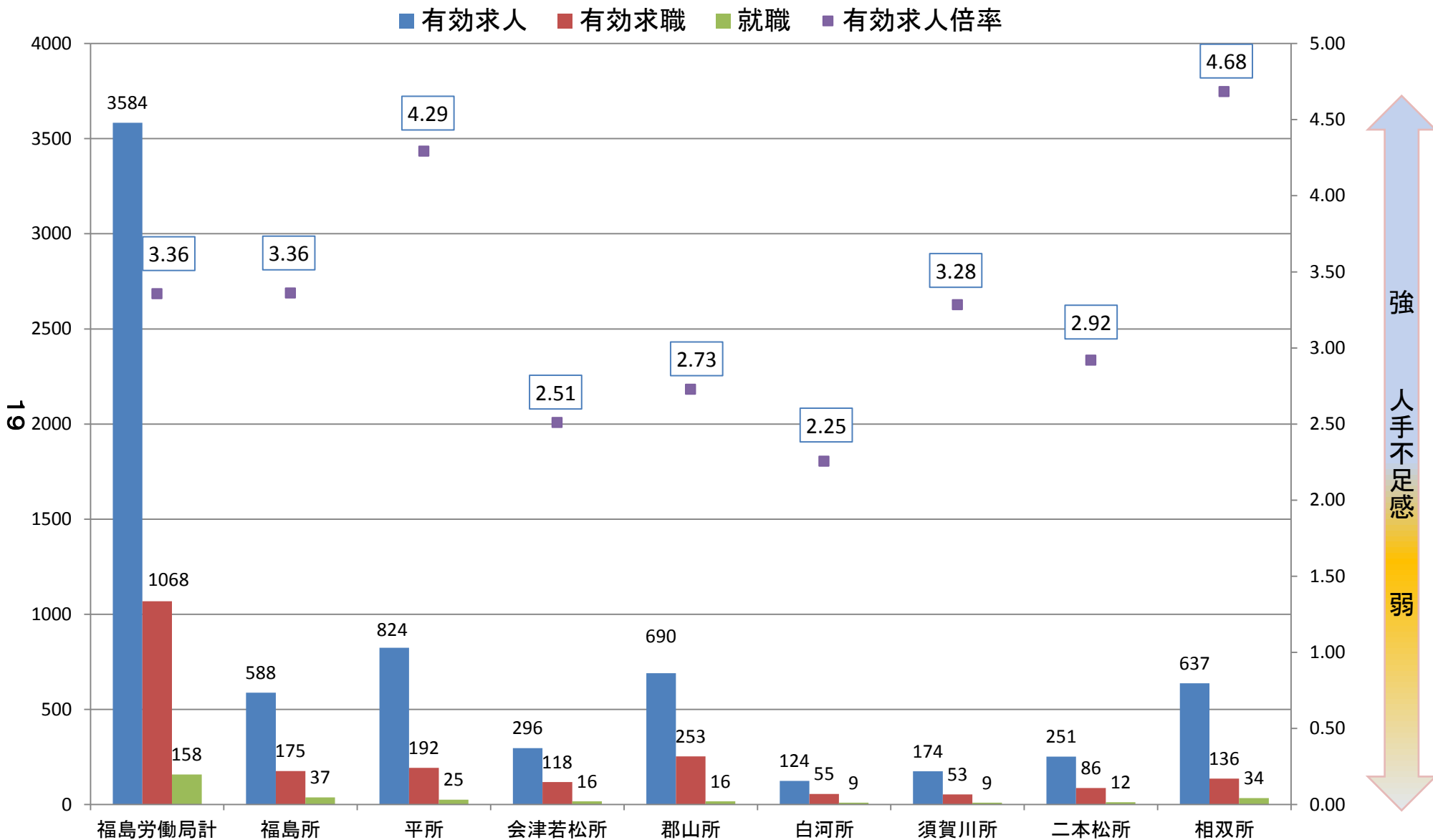
テクノアカデミー

施設内	0
民間委託	75
計	75

2,700

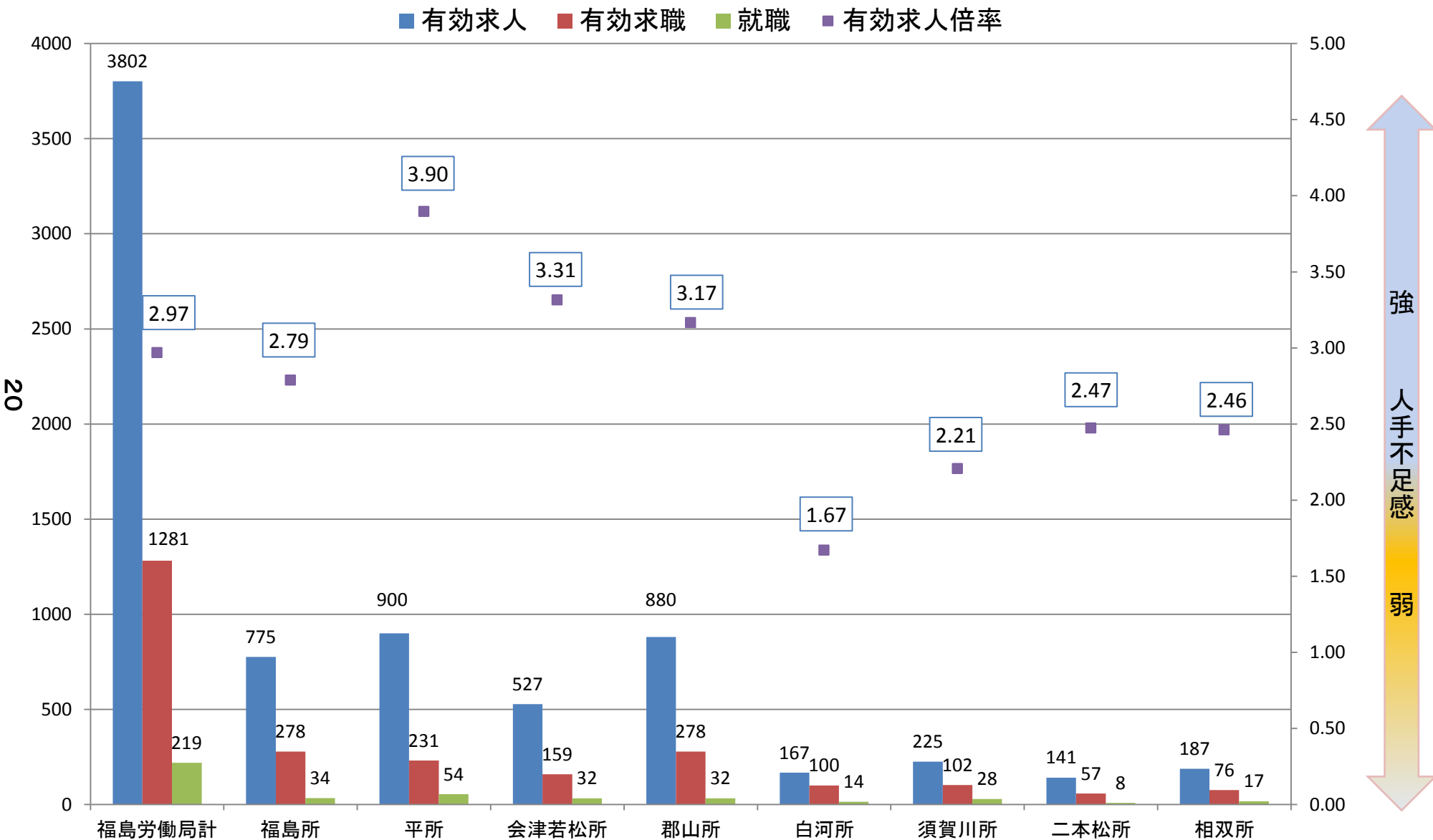
【別表5】

建設等職種の有効求人倍率(常用)地域別状況(平成27年1月分)

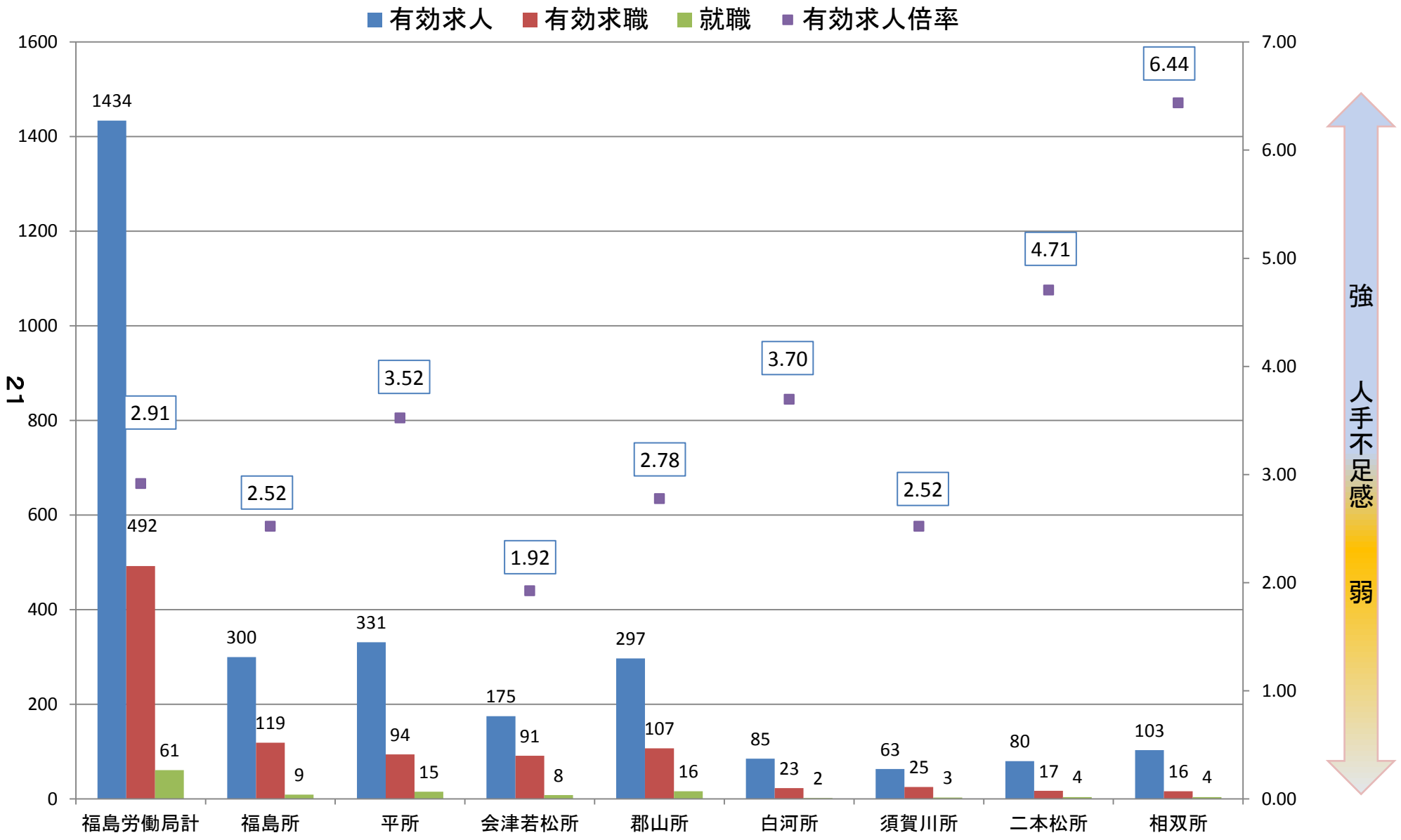


【別表6】

介護関連職種の有効求人倍率(常用)地域別状況(平成27年1月分)



【別表7】看護師、保健師、助産師の有効求人倍率等(常用)地域別状況(平成27年1月分)



平成27年度福島労働局雇用施策実施方針 概要

福島県

連携して取り組む雇用施策

福島労働局

・「ふくしま産業復興雇用支援事業」の推進
 ・「福島雇用促進支援事業」に関し、地域協議会の運営に協力し合う
 ・労働局と共同で合同面接会開催
 ・緊急雇用創出基金事業の実施と当該事業に係る求人提出(委託先には求人提出勧奨)
 ・「地方職業能力開発実施計画」の策定

震災復興のための雇用対策

- (1) 福島県内外の避難者の帰還促進と雇用の安定
- (2) 帰還者等向けの合同面接会の開催
- (3) 雇用創出基金事業活用による雇用の場の確保
- (4) 職業訓練の推進

・「福島避難者帰還等就職支援事業」の推進
 ・「福島雇用促進支援事業」に関し、地域協議会の運営に協力し合う
 ・帰還者等向けの合同面接会開催
 ・緊急雇用創出基金事業の求人確保と就職支援
 ・「地域職業訓練実施計画」の策定

・「福島県新規高卒者就職促進対策会議」(県)の運営、「福島県高等学校就職問題検討会議」(労働局)への参加
 ・労働局と合同就職面接会や合同企業説明会の開催
 ・労働局と共同で経済5団体への訪問による求人確保要請
 ・労働局と共同で保護者に対する啓発文の送付
 ・学卒者訓練の実施
 ・「正社員実現加速プロジェクト」(労働局)における各種支援策の雇用対策での活用促進の周知・広報

若者の雇用対策の推進・非正規雇用労働者の雇用の安定と処遇改善

- (1) 新規卒卒者等に対する就職支援
- (2) 若者の県内企業への就職促進と職場定着支援
- (3) 若者の人材育成支援
- (4) 「正社員実現加速プロジェクト」の推進

・「福島県高等学校就職問題検討会議」(労働局)の設置・運営、「福島県新規高卒者就職促進対策会議」(県)への参加
 ・合同就職面接会や合同企業説明会の開催
 ・経済5団体への訪問による求人確保要請
 ・保護者に対する啓発文の送付
 ・フリーター、ニート等に対する職業訓練の活用促進
 ・「正社員実現加速プロジェクト」(労働局)における各種支援策の実施、雇用対策(県)での活用依頼

・「福島県次世代育成支援企業認証制度」「働く女性応援」中小企業認証、「仕事と生活の調和」推進企業認証(県)の推進
 ・「子育て女性等の就職支援協議会」への参加、子育て・保育関連情報提供

女性の活躍推進

- (1) 女性の活躍推進及び仕事と家庭の両立支援
- (2) 子育て女性等の就職支援

・「雇用均等行政連携会議」及び「次世代育成支援対策担当者会議(労働局)の開催
 ・男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の周知啓発
 ・「子育てサポート企業」認定、「均等・両立支援推進企業表彰」制度(労働局)の周知
 ・マザーズコーナーでの子育て女性等に対する就職支援、「子育て女性等の就職支援協議会」開催

・「福島県自立支援協議会就労支援部会」(県)の開催
 ・労働局が開催する障害者就職面接会の協力
 ・「障がい者委託訓練」(県)の実施

障害者の就労推進

- (1) 雇用と福祉の連携による就労支援
- (2) 障害者就職面接会の開催
- (3) 障害者の職業能力開発

・「福島県自立支援協議会就労支援部会」(県)への参加
 ・県内各地で障害者就職面接会の実施
 ・「障がい者委託訓練」(県)への受講あっせん、就労支援

・「生活保護受給者等就労自立促進事業」に関する協定に基づく、支援対象者へのハローワーク利用促進
 ・公共職業訓練の実施

重層的なセーフティネットの構築

- (1) 生活保護受給者等の生活困窮者に対する就労支援の推進
- (2) 求職者支援制度によるセーフティネットの確保

・「生活保護受給者等就労自立促進事業」に関する協定に基づく、就職支援
 ・求人・求職動向や訓練ニーズ、公的職業訓練申込状況、実施状況を県に提供
 ・求職者支援制度による職業訓練や給付金支給を通じた就職支援

・「福島県建設雇用改善推進対策会議」(労働局)への参加及び「地域人づくり事業」(県)による連携
 ・「福島労働局福祉人材確保推進協議会」(労働局)への参加
 ・「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」(県)及び「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」(県)の開催

人手不足分野での人材確保対策

- (1) 建設業関係の人材確保対策
- (2) 医療・介護分野における人材確保対策

・「福島県建設雇用改善推進対策会議」(労働局)の開催及び「地域人づくり事業」(県)への協力
 ・「福島労働局福祉人材確保推進協議会」(労働局)の開催
 ・「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」(県)及び「福島県福祉・介護人材育成確保対策会議」(県)への参加

・地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用による「働き方改革」の推進

働き方改革の推進

・労使団体への要請、企業トップへの働きかけ、企業の先進的取組事例の情報発信

福島労働局